

学校法人金沢医科大学役員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人金沢医科大学（以下「本学」という。）の役員の報酬、手当、退職金について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「役員」とは、次の各号に掲げる理事及び監事をいう。

(1) 大学に常時勤務する理事長、副理事長、学長、病院長及び常務理事並びに職員を兼務しない理事及び監事（以下「常勤役員」という。）

(2) 大学に常時勤務することを要しない理事及び監事（以下「非常勤役員」という。）

(3) 職員を兼務する理事（以下「兼務理事」という。）

(報酬の種類)

第3条 役員の報酬は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 常勤役員 年俸制

(2) 非常勤役員 年俸制

(3) 兼務理事 理事手当

(報酬の額)

第4条 常勤役員の年俸は、別表第1のとおり、国家公務員指定職俸給表の号俸を基準に算定し、年俸の額及び適用範囲又は支給割合は、理事長が決定する。

2 常勤役員が受ける該当号俸は、次のとおりとする。なお、特別の業務を担当する者については、年俸額の8%の範囲内で一定の額を別途加算して支給することがある。

- | | |
|---------------|-------------|
| (1) 理事長 | 9号俸～14号俸 |
| (2) 学長 | 7号俸～11号俸 |
| (3) 副理事長及び病院長 | 3号俸～10号俸 |
| (4) 常務理事 | 1号俸～9号俸 |
| (5) 理事 | 1号俸～7号俸 |
| (6) 常勤監事 | 1号俸の25%～80% |

- 3 非常勤役員の年俸額は、別表第2の範囲内で、経済情勢及び特別に委嘱された場合の業務内容に応じて、理事長が決定する。
- 4 特定の業務を担当する非常勤役員については、前項に基づく年俸額の50%の範囲内で、その勤務形態及び職責度に応じて理事長が定める額とすることがある。
- 5 兼務理事に、理事手当を支給する。手当の額は、別表第3の範囲内で、その業務内容及び職責度に応じて理事長が定める額とする。
- 6 役員の報酬及び手当の額は、当該役員の業績、国家公務員の給与改定状況のほか、本学の財務状況等の事情を勘案して必要とみとめる場合は、改定するものとする。また、報酬等の年間総額は、原則として理事会及び評議員会で承認された予算範囲内とする。

(報酬の支給方法等)

- 第5条 年俸給の支給は、年俸の額を12で除して得た額（以下「月払年俸額」という。）を毎月、職員の給与支給日と同日に支給する。
- 2 年度の途中で、新たに年俸制となった者、退職した者及び解任された者の年俸は、日割りによって計算し、これを支給する。
 - 3 役員の報酬は、原則として、役員本人名義の銀行普通預金口座に振込む方法によりその月払年俸額の全額を支払う。
 - 4 法令に定められた本人負担の租税公課、社会保険料及び労働保

除料その他役員本人が承諾している本人負担の料金等の報酬から控除すべき金額があるときには、その金額を控除して支払うものとする。

(退職金の支給)

第6条 退職金は、原則として常勤役員が任期満了により退任したとき、又は任期満了前に辞任したときに支給する。

2 常勤役員が本人の責に帰する事由により理事会から解任された場合、退職金を支給しないことがある。

3 退職金の額は、第7条及び第8条に基づいて、理事長が決定する。

(退職金の算出方法等)

第7条 退職金の額は、在任1月につき退任の日におけるその者の月払年俸額に100分の25を乗じて得た額とする。

2 退職金の在任期間計算は、常勤役員として就任した日の属する月から退任又は辞任した日の属する月までの月数によるものとし、1月に満たない端数が生じたときは1月とする。

3 任期の途中で常勤役員から非常勤役員又は兼務理事に変更した者の退職金については、常勤役員としての在任1月につき在任最終日におけるその者の月払年俸額に100分の25を乗じて得た額とする。

(退職金の加給)

第8条 特に功績のあった者については、理事会の議を経て前条の退職金に100分の50を限度として一定額を加給して支給することができる。

(退職金の支払)

第9条 退職金は、任期満了により退任し、又は任期満了前に辞任したときは本人に、死亡により退任したときはその遺族に支払う。

- 2 常勤役員から非常勤役員又は兼務理事に変更した者については、常勤役員の地位から退いたときに退職金を支払うものとする。
- 3 退職金は、法令等に定めるところにより退職金の額から控除すべき金額を控除し、その残額を支払うものとする。
- 4 退職金は、特別の事由のある場合を除き、原則として退任の日から1月以内に支払う。
- 5 第1項の遺族の範囲、退職金等を受ける順位及び遺族からの排除については、学校法人金沢医科大学職員退職手当規則を準用する。

(公表)

第10条 本学は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(その他)

第11条 この規程に定めのない事項が生じた場合は、その都度理事長が決定する。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の議を経て理事長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 昭和55年7月1日施行の学校法人金沢医科大学役員退職金並びに退職慰労金支給規程は、廃止する。
- 3 平成14年3月31日に在任する役員の役員報酬並びに退職金等及び退職慰労金の支給については、同日又は同日を含む任期の満了日までは、引き続き従前の例による。

附 則

この改正規程は、平成17年6月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、令和2年6月1日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

別表第1（第4条第2項関係：常勤役員）

基準号俸	年俸額
1号俸	8,630,000円
2号俸	9,580,000円
3号俸	10,600,000円
4号俸	11,790,000円
5号俸	12,700,000円
6号俸	13,640,000円
7号俸	14,930,000円
8号俸	16,100,000円
9号俸	17,260,000円
10号俸	18,480,000円
11号俸	19,600,000円
12号俸	20,720,000円
13号俸	21,840,000円
14号俸	22,960,000円

別表第2（第4条第3項関係：非常勤役員）

役員の区分	年俸額
理事	600,000円
監事	540,000円

別表第3（第4条第5項関係：兼務理事）

兼務理事の手当	手当月額
理事手当	30,000円